

愛剣連発第119号
令和5年3月11日

各地区剣道連盟御中
各関係団体御中
会員各位

一般財団法人愛知県剣道連盟
理事長 祝 要 司

面マスクの着用について

令和5年3月10日付文書にて全日本剣道連盟より面マスクの着用についての通達がありました。「令和5年3月13日以降、剣道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。」「居合道、杖道においても、面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。」

一般財団法人愛知県剣道連盟においても、全日本剣道連盟の方針に従い、令和5年3月13日以降、剣道・居合道・杖道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。

令和2年6月30日制定ガイドライン『今後の剣道活動に向けて』（令和3年4月15日改訂）で「面マスクとシールド（口）は必ず着用する」と規制しましたが、3月13日以降は会員の皆様方の判断に委ねます。しかしながら、全日本剣道連盟の通達文書にも記載がある通り、**面マスクを着用しない場合は、口の部分を覆うシールドの着用をお願いします。**

今後も安心安全に剣道活動を営むことができるよう、皆様方のご理解、ご協力を何卒お願いいたします。

参考文献

『面マスクの着用について』（公益財団法人全日本剣道連盟 令和5年3月10日付）

令和5年3月10日

面マスクの着用について

公益財団法人 全日本剣道連盟

政府（厚生労働省）は、マスクの着用について、「令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。」との方針を示しました。

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）においても政府の方針及び全剣連による調査に基づき、令和3年8月4日付「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」にかかわらず、**令和5年3月13日以降、剣道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。**

しかしながら、剣道は新型コロナウイルス感染症の感染原因となる飛沫を発する武道ということに鑑み、以下の諸点に留意して稽古をしていただくようお願いします。

1. **面マスクを着用しない場合は、口の部分を覆うシールドの着用をお願いします。**

- 全剣連はシールドの飛沫防止能力について、再度科学的調査を実施しました。シールドは多くの種類が販売されていますが、全剣連の行った調査によれば、大きな飛沫（5 μ 以上）については各シールドとも一定の効果がありました。しかし、小さな飛沫（0.5 μ 以上）については各シールド間で飛沫防止能力に差があり、シールドの形状

によっては、ほとんど防止能力がないものもありました。

ただし、全剣連の調査では、シールドの下部の隙間をスポンジ状のもので塞ぐと、飛沫飛散の防止に大きな効果を得ることができました。ぜひ参考にしてください。

【参考】全剣連の調査

5 μ 以上の飛沫は、その多くが1.5~2メートルの距離で落下しますが、より小さなものは空気中を漂い、オミクロン株の感染原因になります。このため全剣連は、5種類のシールドについて、大きな飛沫（5 μ 以上）と小さな飛沫（0.5 μ 以上）に対し各々どの程度の飛散防止能力があるかを調査しました。結果は以下の通りです。

- ▶ 大きな飛沫（5 μ 以上） 14%~89%の飛沫防止
- ▶ 小さな飛沫（0.5 μ 以上） マイナス30%~47%の飛沫防止
- ▶ スポンジ装着 小さな飛沫68%、大きな飛沫95%を防止

- 面マスクの着用は個人の判断ですが、重症化リスクの高い人（基礎疾患のある方、例えば70歳以上の高齢者等）については、感染防止のため引き続き面マスク及びシールドを着用した方が良いとの専門家の意見があることにもご留意ください。

2. 面マスクの着脱を問わず、以下の基本的な感染対策につきましては引き続き徹底いただきますようお願いいたします。（「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」参照）

- 工業用送風機を用いるなど、道場内の換気の徹底【重要】
- 二酸化炭素チェッカーの設置
- ワクチン接種の推奨

- 三密の回避
- 手指の消毒

3. 居合道、杖道においても、面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。

以上